

## 「電子帳簿保存法」

日本テンプレヴァン(株)井上拓郎

### 「電子帳簿保存法とは」

本年10月1日から始まるインボイス制度について前号にてご説明致しました  
が、今回は同様によくご質問いただく電子帳簿保存法についてご説明致します。

1998年7月に施行されたこの制度は、各税法（所得税、法人税、消費税等）に規定される帳簿や書類を書面にて保存するべきものを、一定の要件のもと電磁的記録（データ）での保存を認めるとするものです。その後何度か改正があり、2022年1月施行の改正電子帳簿保存法では、請求書、領収書、契約書、見積書などに関するデータを作成・送付・受領した場合、データで保存しなければならなくなりました。つまり、今までは書面で帳簿等に保存していたものでも、データで作成・送付・受領したものは、データで保存しなければならなくなります。本年12月末までの③電子取引データ保存については、紙に印刷して保存しても、税務調査等の際に提示、提出できれば差支えないとされていますが、年内にデータ保存に関する準備が必要です。電子帳簿保存法の保存区分は以下の3区分となっております、それぞれ該当項目が

あるご寺院は注意が必要です。

#### ① 電子帳簿等保存 パソコンや会計ソフトで作成したデータを保存する場合

・電子取引ソフト法的要件認証「JIMA認証」を受けたソフトである事。

#### ② スキャナ保存 紙の書類をスキャンしてデータとして保存する場合

・解像度200dpi（A4サイズで387万画素）以上の読取装置が必要。

#### ③ 電子取引データ保存 電子取引の授受データ（PDF等）を保存する場合

・メールに添付された請求書のデータや、ダウンロードした領収書も対象。

来年以降これらの電子データの保存に関して、電子取引で授受されたデータは、データで保存しなければならなくなります。また紙で受け取った領収書や、紙による税務関連の帳簿類でしか管理していない場合には、今のままで問題ないとされています。この電子帳簿保存法は、国税等に関連する電子取引のデータの保存方法についての法律ですので、当然ですが税務に關連して必要とされるデータのみ対象となります。他の管理帳簿類と混同されない様にご留意ください。

### 「お寺は関係ない?」

電子帳簿保存法について先に概要をご

説明致しましたが、税務関連の帳簿を紙のみで管理しているご寺院には影響がないと思われまます。しかし、会計ソフト（クラウドサービスなども含む）や、パソコンの表計算（エクセル等）を利用していないご寺院のほうが少ないのではないのでしょうか。寺院としてインターネットの通販を利用したり、法人契約の携帯電話や固定電話、電気、ガス、水道などを銀行引落にしたりしてWEB上で請求書や領収書を受け取っている場合には、対象法人となる可能性があります。ちなみにインターネットの通販は必ずデータでの保存が必要という訳ではなく、あくまで領収書等をデータで受取った場合のみ対象となる為、紙で受取った場合には、この限りではありません。とはいえ最近のWEB上での取引は、請求書も納品書も領収書もデータをダウンロードして、利用者側の都合でデータ保存や印刷して利用している場合が多いかと思えます。この様な場合、今後はデータの状態で保存しなければならず注意が必要です。来年以降、影響があるご寺院は、電子取引のデータ保存に関して細かな措置が定められており、それらを適切に講じる必要がある為、税理士や所轄税務署にて適切なアドバイスを受ける事をお勧め致します。